

み広連介第330号

平成30年9月7日

各 訪問介護事業所 管理者 様

各 介護予防支援事業所 管理者 様

みよし広域連合介護保険センター所長

要介護（支援）認定申請中の暫定サービスによる身体介護を伴わない生活援助を提供する場合の取扱いについて（通知）

日頃は、介護保険行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護サービス利用者が新規にサービスの利用を開始する際や、区分変更申請、更新申請などで認定結果が出ていない場合など、認定結果が出るまでの暫定サービスの利用については、平成29年7月に構成市町から発出された「介護予防・日常生活支援総合事業における暫定ケアプランの留意事項（通知）」にて示しておりましたが、暫定サービスにより身体介護を伴わない生活援助（訪問介護・訪問型サービス A）を提供した場合の取扱いについて、構成市町（三好市、東みよし町）と協議を行い、平成30年10月サービス提供分より別紙のと通りの取扱いとしますので通知します。

つきましては、暫定ケアプランの作成及びサービス提供にあたっては十分な理解のもと適切な対応をお願いいたします。

みよし広域連合介護保険センター

地域支援係：担当 中浦

TEL 0883-76-0030

FAX 0883-76-0033

要介護（支援）認定申請中の暫定サービスによる身体介護を伴わない生活援助を提供する場合の取扱いについて

### 1. 暫定ケアプランを作成する場合の要介護（要支援）認定申請の種類

- (1) 要介護（要支援）認定申請中の新規利用者が、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- (2) 要介護（要支援）認定者が、区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- (3) 要介護（要支援）認定者が更新申請を行い、認定結果が更新前の認定有効期間中に確定しない間にサービスを継続する場合

### 2. 基本的な考え方

従来より、介護サービス利用者が新規にサービスの利用を開始する際や、区分変更申請、更新申請などで認定結果が出ていない場合など、認定結果が出るまでの暫定期間のサービス利用については、要支援認定又は要介護認定が出るかの判断が困難な場合は、認定結果が見込と違うことにより利用者の不利益が発生することがないように、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所が連携し、どちらのケアプランにも位置付けることが可能なサービスの選択をするということに留意していただくことが重要であります。

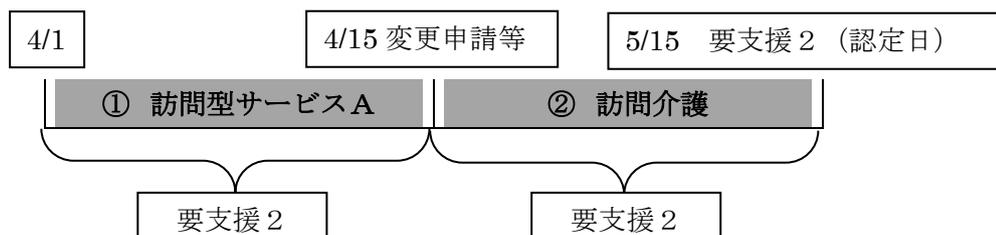
現行の制度では、訪問介護と国の基準と同じの訪問型従前相当サービス（身体介護及び身体介護を伴う生活援助）は互いに振り替えて介護報酬（事業費）を請求できる仕組みとなっております。しかしながら、訪問介護と市町独自基準の訪問型サービス A（身体介護を伴わない生活援助）は互いに振り替えて介護報酬（事業費）を請求できないため、自費が発生するケースが想定されます。

### 3. 今後の取扱いについて

訪問介護及び訪問型サービス A を一体的に行っている事業所が暫定ケアプランにより訪問介護の身体介護を伴わない生活援助を提供した場合は、認定結果が要支援となった場合でも訪問型サービス A を提供したものとみなして事業費を請求できる。

#### 【ケース 1】本来自費が発生するが、本取扱いにより自費が発生しないケース

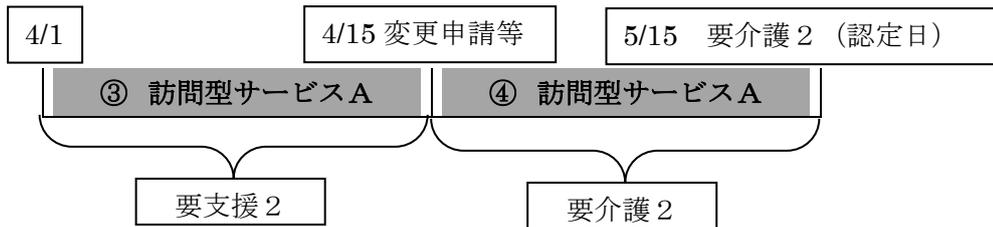
変更申請後に暫定サービスで訪問型サービス A から訪問介護（身体介護を伴わない生活援助）に切替えてサービスを利用した場合



- ① 4/1～4/14 は要支援 2 として訪問型サービス A の給付が可能。（介護予防ケアマネジメント）
- ② 4/15～5/15 は要支援 2 で訪問介護（身体介護を伴わない生活援助）を利用しているため本来は全額自費になるが、本取扱いにより訪問介護（身体介護を伴わない生活援助）を訪問型サービス A に振り替えて給付が可能。（居宅介護支援）

## 【ケース 2】 自費が発生しないケース

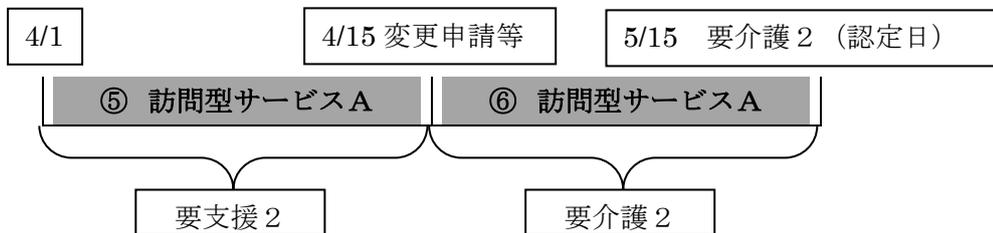
変更申請後に暫定サービスで訪問型サービス A から訪問介護（身体介護を伴わない生活援助）に切替えてサービスを継続して利用した場合



- ① 4/1～4/14 は要支援者として訪問型サービス A の給付が可能。（介護予防ケアマネジメント）
- ② 4/15～5/15 は要介護 2 で訪問介護を利用しているため給付が可能。（居宅介護支援）

## 【ケース 3】 自費が発生するケース

変更申請後も暫定サービスで訪問型サービス A を継続して利用した場合



- ③ 4/1～4/14 は要支援者として訪問型サービス A の給付が可能。（介護予防ケアマネジメント）
- ④ 4/15～5/15 は要介護 2 で訪問型サービス A を利用しているため全額自費。（介護予防ケアマネジメント）

## 4. 要介護（支援）認定申請中に訪問介護により身体介護を伴わない生活援助を提供する場合の暫定ケアプラン作成について

下記のとおり 2 種類の暫定ケアプランを作成している場合に限り、本取扱いを適用することとする。

- (1) 居宅介護支援事業所は訪問介護（生活援助）を位置付ける。
- (2) 地域包括支援センターはケアプランに訪問型サービス A をケアプランに位置付ける。

## 5. サービス事業所のサービス提供について

本取扱いを適用するには、訪問介護と訪問型サービス A を一体的に実施し、人員基準及び運営基準等についても介護給付の基準を遵守した上で暫定サービスとして訪問介護を提供していることが必須条件であります。

## 6. その他の留意事項

- 基本チェックリストによる事業対象者の取り扱いについては、平成 29 年 7 月に構成市町から発出された「介護予防・日常生活支援総合事業における暫定ケアプランの留意事項（通知）」にて示しております。

- 利用回数や負担限度額等については従来とおりの取扱いとなるので、本取扱いを適用した場合でも、利用回数の上限を超過して利用していた場合や負担限度額の超過等は自己負担が発生する可能性があるので、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所並びにサービス事業所が事前に調整し、利用者の不利益が発生することがないようにサービス提供をする必要であります。